

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 7 号

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 1 の項中「1 6, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の 3 1 の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。